

(別記)

## 2019 年度与謝野町農業再生協議会水田フル活用ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

近年、高齢化や担い手不足等が要因となり、山際などの耕作不利地に一部荒廃が見られますが、個々の農家の農地に対する意識が高いことや、平成 12 年度から始まった中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の効果もあり、荒廃農地が急速に広がることはないものの、懸命にくい止めている状況にあります。

また、農地の集積は一定図られていますが、土地の賃貸借が農家と地主の間で個別に行われてきた経過から、結果として耕作地が点在していることも多く、今後、効率的な農地利用に向けて改善していくことが重要な課題のひとつとなっています。

農作物としては水稻が中心で、そのほか主なものとしてトマトやキュウリ、京野菜などの施設園芸野菜、ナスやキャベツなどの加工契約野菜、また、町が推進する“自然循環農業”の核となる大豆、そば、小豆等も栽培されています。

農業産出額は、平成 28 年には 12.8 億円となっています。その内訳は、水稻が 7.6 億円で全体の 59.4%を占め、次いで野菜が 4.6 億円 (35.9%)、豆類が 0.4 億円 (3.1%)、芋類、畜産がそれぞれ 0.1 億円 (0.8%) と続いています。

### 2 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

##### ① 水稻

- ・売れる米づくりとして、コシヒカリの付加価値を高め『こだわり米』として位置付け、生産振興を図ります。
- ・豆腐製造過程で出る“おから”を使用した有機質肥料「京の豆っこ」の利用をはじめとする減農薬・有機質肥料栽培による付加価値を高めた特別栽培米『京の豆っこ米』の販路拡大とブランド産地化を図ります。
- ・エコファーマーの認定者を増やし、環境にやさしい農業を目指します。
- ・消費者との信頼関係を作るため、栽培管理記録の記帳を行い「京都府産 JA 米トレーサビリティシステム」に基づいた栽培管理記録と栽培履歴管理を遵守し、消費者に安全・安心を与える米づくりを推進します。
- ・現在ある地産地消の取組みの拡大を図ります。
- ・中食・外食産業向けの多収米等の実需者と結びつけた契約栽培等を支援します。

##### ② 酒米

- ・特徴ある米づくりとして、実需者との信頼関係の構築に努め、契約栽培に向けた取組みを進めます。
- ・実需者が求める品質の良い酒米生産のため、部会活動の取組みにより栽培レベルの高位平準化を目指します。
- ・減農薬と有機質肥料の使用により付加価値を高めると共に、タンパク含有量 6.9%以下の酒米生産を目指します。

## (2) 非主食用米

### ①加工用米、新規需要米

J A京都などと連携し、作付面積の拡大を図ることで、不作付地の有効活用、食料自給率と農業所得の向上を推進します。

## (3) 豆類、そば

### ①大豆

- ・自然循環農業を担う作物として一層の面積拡大による生産振興を図り、地元豆腐会社に供給します。
- ・団地化を進めることで作業の効率化を図ると共に、徹底した排水対策を行うことで、収量の安定化を図ります。

### ②小豆

- ・需要はあるが手作業が中心となるため、労力を要し、生産面積の拡大が困難です。今後は生産面積の拡大ではなく、高品位な生産の確立を目指します。

### ③そば

- ・団地化を進めることで作業の効率化を図ると共に排水対策を行い、収量の安定化を図ります。
- ・地元業者への販売や農家自らの販売により、加工品としての販売を検討します。

## (4) 高収益作物（園芸作物等）

### ①トマト・キュウリ

- ・施設園芸部会を核として施設整備に一層の支援を推進し、作付面積の拡大を図ると共に、農産物販売所等を中心とした地産地消も実践します。
- ・京の豆っこ肥料を使用することにより付加価値を高めた栽培を推進し、より有利に販売できるシステムの構築に取り組めます。

### ②みず菜・九条ネギ

- ・京野菜としてみず菜と九条ネギの組み合わせによる周年栽培を推進すると共に、栽培基準や規格を遵守した品質の高位平準化を図り、パイプハウスの導入支援による栽培面積の拡大を図ります。

### ③紫ずきん・えび芋

- ・京野菜として有利販売に結びつく作物であり、収量の増大と良品質化が収益拡大につながるため、研修会の実施や部会活動を通じて面積拡大に取り組めます。

### ④加工契約野菜（なす、キュウリ、みぶ菜、小カブ、白菜、キャベツ、とうがらしなど）

- ・契約会社の期待量に対して計画的に播種を行い、出荷量の拡大を図ります。また、契約会社の期待量を超える場合の販売先の開拓を検討します。

### ⑤ホップ

- ・ビールの原料である「ホップ」は、大手メーカーによる契約栽培が主流となっており、小規模クラフトビール醸造事業者にとっては国産ホップがほぼ手に入らず、輸入に頼らざる

を得ない市場であること、及びクラフトビールの市場が拡大していることに着目し、産地全体の知名度アップ、またクラフトビール醸造等の六次産業化を見据え、新たな高付加価値農産物としてホップの栽培を行います。

### 3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	616.7	613.2	610.2
米粉用米	2.1	2.0	2.0
新市場開拓用米	5.9	12.0	15.0
加工用米	43.6	44.0	45.0
麦	0.4	0.8	1.0
大豆	19.3	15.0	20.0
そば	0.1	0.2	0.2
その他地域振興作物	21.0	23.4	24.7
野菜	16.6	16.9	17.8
花き・花木	0.1	0.15	0.2
その他作物	4.3	6.35	6.7
ホップ	0.64	0.85	1.0
小豆	2.64	3.6	3.7
種苗類、ゴマ	1.02	1.9	2.0

### 4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	目標値 (2020年度)	
				現状値 (2018年度)	目標値 (2020年度)
1	白大豆	白大豆の生産性向上 助成	平均単収	171.7 kg/10a	180 kg/10a
2	ホップ	クラフトビール醸造 を見据えてのホップ 栽培	作付面積	0.6ha	0.8ha
3	みず菜 九条杉 えび芋 壬生菜 万願寺とうがらし	付加価値の高い京野 菜生産助成	作付面積	3.0ha	3.8ha
4	野菜類	対象作物助成(野菜)	作付面積	13.6ha	14.0ha
5	ツノナス・キク ケイトウ	対象作物助成(花き)	作付面積	0.11ha	0.2ha
6	小豆	対象作物助成(小豆)	作付面積	2.6ha	3.7ha

7	種苗類・ゴマ	対象作物助成（その他作物）	作付面積	1.0ha	2.0ha
8～10	大豆、麦、野菜類、そば、小豆、ゴマ、種苗類	団地化に対する加算	団地化による作付面積	23.4ha	25.4ha
11	みず菜、九条ネギ、えび芋、壬生菜、万願寺とうがらし、きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ、玉ねぎ、大根、人参、里芋、枝豆、ばれいしょ、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、やまいも、小松菜、オクラ、ツノナス、キク、ケイトウ、小豆、種苗、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし	高収益作物等 拡大加算	高収益作物等 作付面積	69.7ha	82.4ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

## 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

与謝野町農業再生協議会
-------------

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
与謝野町農業再生協議会	12,130,000	12,130,000	12,112,680

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

12,130,000 円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3														合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀			その他	畑地化
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米											
1	白大豆の生産性向上助成	1	21,300		1,240														1,240	2,641,200	
2	クラフトビール醸造を見据えてのホップ栽培	1	50,000															85	85	425,000	
3	付加価値の高い京野菜生産(作物作付)	1	17,100										370						370	632,700	
4	対象作物助成(野菜)	1	17,100										1,380						1,380	2,359,800	
5	対象作物助成(花き)	1	16,000										15						15	24,000	
6	対象作物助成(小豆)	1	18,100														360	360	651,600		
7	対象作物助成(その他作物)	1	11,700														190	190	222,300		
8	団地化に対する加算(5ha以上)	1	32,100		635								260				35	930	2,985,300		
9	団地化に対する加算(3ha以上5ha未満)	1	21,300		63								350				40	453	964,890		
10	団地化に対する加算(1ha以上3ha未満)	1	10,700		667								410				50	1,127	1,205,890		
11	高収益作物等拡大加算	1	20,000															0	0		
合計(基幹)※4			実面積		1,365								1,750	15			635	3,765	※6		
合計(二毛作)※4			実面積																12,112,680		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

#### 4. 追加配分を受けた場合の調整方法

整理番号1は+8,200円、2は+6,300円、3,4,6は+1,900円、5は+2,000円、7,8は+1,700円、9は+1,200円、10は+600円を上限に取組計画に応じ、単価を一律に調整する。  
高収益作物等拡大加算の配分があった場合、整理番号11により活用する。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

・当初配分枠の所要額がその配分額を超えた場合、その超過額が追加配分枠の配分額からその所要額を差し引いた金額以内であれば、追加配分枠の配分額のうち、その超過額分の金額を当初配分枠として使用し、当初配分枠の単価の調整は実施しない。  
・当初配分枠の所要額がその配分額を超えた場合、その超過額が追加配分枠の配分額からその所要額を差し引いた金額を使用してもなお不足し、又は追加配分枠の所要額がその配分額以上であれば、以下のとおり当初配分枠の単価の調整を実施する。  
①交付単価 = 計画単価 × 調整率 (調整後の単価は、円未満切捨て)  
②調整率 = (当初配分枠全体の配分額 + 追加配分枠の配分額の不要額) ÷ 当初配分枠の所要額 (各計画単価 × 各交付対象面積) の合計 (小数点以下、第5位までを算出。第6位以下は切捨て)

#### 6. 高収益作物について

小豆、種苗

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会			整理番号	1	
使途名	白大豆の生産性向上助成					
対象作物	白大豆(基幹)					
単 価	21,300円/10a(追加配分の配分額に応じて29,500円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	当町が推進している自然循環農業に位置づけられる白大豆の生産については、近年、天候等の影響を受け、収量が低下傾向にあるため、作業の効率化と徹底した排水対策を行うなどの生産性向上に取り組む、収量の安定化を図る必要がある。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	平均単収	目標	—	160kg/10a	170kg/10a	180kg/10a
		実績	151.9kg/10a	171.7kg/10a	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物を販売目的で栽培し、かつ不耕起密植栽培の方法により生産した場合に、作付面積に応じて助成					
具体的要件	<p>当町が推進している自然循環農業とは、豆腐工場から出る“おから”を主原料とした「おから 米ぬか 魚のあら」を原料とする有機質肥料「京の豆っこ」の製造を始めたことにより、“大地→大豆→豆腐→おから→肥料→大地へ還元”といったサイクルを構築し、これを実践する農業を「自然循環農業」と位置付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田活用の直接支払交付金の交付対象者で対象作物を販売目的で栽培し、かつ不耕起密植栽培を行っている農業者等</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常以上の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>・ 同一ほ場内に対象とならない作物と混作されている場合は、当該作物作付面積を交付対象外とする。</li> <li>・ 自然循環農業に取り組むこと。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田、助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と照合を行う。</li> <li>・ 営農計画書(水稲共済細目書)・現地確認により確認する。</li> <li>・ 不耕起密植栽培が行われていることについては、播種時等に現地確認を行い確認する</li> <li>・ 通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 自然循環農業に取り組むことについての確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2020年度1月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単収については、調査時点において、「検査格付通知書」及び「営農計画書」により集計する。</li> </ul> </li> </ul>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。



### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	クラフトビール醸造を見据えてのホップ栽培					
対象作物	ホップ					
単 価	50,000円/10a(追加配分の配分額に応じて56,300円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	クラフトビールの市場が拡大していることに着目し、産地全体の知名度アップ、またクラフトビール醸造等の六次産業化を見据え、新たな高付加価値農作物としてホップの栽培を推進する。 国内で使われるホップの約9割が輸入に依存しており、質の良い国内産ホップを安定的に確保するため作付面積の拡大を図る必要がある。					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	作付面積	目標	—	0.6ha	0.9ha	1.0ha
		実績	0.4ha	0.6ha	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売を目的とした栽培を奨励するため、作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田活用の直接支払交付金の交付対象者で対象作物を販売目的で栽培等をしている農業者等</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>・ 同一ほ場内に対象とならない作物と混作されている場合は、当該作物作付面積を交付対象外とする。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と照合を行う。</li> <li>・ 営農計画書(水稲共済細目書)・現地確認により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会	整理番号	3			
使途名	付加価値の高い京野菜生産（作物の作付に対する助成）					
対象作物	みず菜、九条ネギ、えび芋、壬生菜、万願寺とうがらし ※対象作物は基幹作物のみ					
単 価	17,100円/10a(追加配分の配分額に応じて19,000円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	京野菜として有利販売に結びつく作物であるが、市場や実需者からのニーズに対して生産量が不足している現状にある。収量の増大と良品質化が収益拡大につながるため、生産技術の向上を図りながら作付面積の拡大を図る必要がある。					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	作付面積	目標	—	3.6ha	3.7ha	3.8ha
		実績	3.5ha	3.0ha	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売目的とした栽培を奨励するため、作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田活用の直接支払交付金の交付対象者で対象作物を販売目的で栽培等をしている農業者等</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>・ 同一ほ場内に対象とならない作物と混作されている場合は、当該作物作付面積を交付対象外とする。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と照合を行う。</li> <li>・ 営農計画書(水稲共済細目書)・現地確認により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会			整理番号	4
使途名	対象作物助成（野菜）				
対象作物	きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ、玉ねぎ、大根、人参、里芋、枝豆、ばれいしょ、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、やまいも、小松菜、オクラ ※対象作物は基幹作物のみ				
単 価	17,100円/10a(追加配分の配分額に応じて19,000円/10aを上限として単価を増額調整する。)				
課 題	府内において、市場や実需者からのニーズに対して供給が不足している現状がある。実需ニーズに基づく加工契約野菜や京の豆っこ肥料を使用し付加価値を高めた栽培により作付面積の拡大を図る必要がある。				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標 —	13.6ha	13.8ha	14.0ha
		実績 12.7ha	13.6ha	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売目的とした栽培を奨励するため、作付面積に応じて助成				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田活用の直接支払交付金の交付対象者で対象作物を販売目的で栽培等をしている農業者等</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>・ 同一ほ場内に対象とならない作物と混作されている場合は、当該作物作付面積を交付対象外とする。</li> </ul> </li> </ul>				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と照合を行う。</li> <li>・ 営農計画書(水稻共済細目書)・現地確認により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>				
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会	整理番号	5			
使途名	対象作物助成 (花き)					
対象作物	ツノナス、キク、ケイトウ ※対象作物は基幹作物のみ					
単 価	16,000円/10a(追加配分の配分額に応じて18,000円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	花きについての需要はあるが、作付面積が極めて少なく、需要を満たしていない現状である。 需要に対応した生産・販売体制による作付面積の拡大を図る必要がある。					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	作付面積	目標	-	0.1ha	0.15ha	0.2ha
		実績	0.04ha	0.11ha	-	-
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売目的とした栽培を奨励するため、作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田活用の直接支払交付金の交付対象者で対象作物を販売目的で栽培等をしている農業者等</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>・ 同一ほ場内に対象とならない作物と混作されている場合は、当該作物作付面積を交付対象外とする。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と照合を行う。</li> <li>・ 営農計画書(水稲共済細目書)・現地確認により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会		整理番号	6		
使途名	対象作物助成 (小豆)					
対象作物	小豆 ※対象作物は基幹作物のみ					
単 価	18,100円/10a(追加配分の配分額に応じて20,000円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	府内の老舗和菓子業界等から地元産の小豆の需要があるが、高齢化に伴う生産者の減少等による作付面積の減少等により、供給が大幅に不足しているため、生産量の安定化や作付面積の拡大を図る必要がある。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	—	3.5ha	3.6ha	3.7ha
		実績	3.1ha	2.6ha	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売目的とした栽培を奨励するため、作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田活用の直接支払交付金の交付対象者で対象作物を販売目的で栽培等をしている農業者等</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>・ 同一ほ場内に対象とならない作物と混作されている場合は、当該作物作付面積を交付対象外とする。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と照合を行う。</li> <li>・ 営農計画書(水稻共済細目書)・現地確認により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会		整理番号	7		
使途名	対象作物助成 (その他作物)					
対象作物	種苗類、ゴマ ※対象作物は基幹作物のみ					
単 価	11,700円/10a(追加配分の配分額に応じて12,400円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	種苗業者等から委託を受ける種苗類は、定められた品質・規格を維持し、安定的な供給を図る必要があるため、現状の作付面積を確保する必要がある。 また、町内若しくは近隣市町にゴマ加工会社進出の計画案があり、ゴマの増産を求められているため、需要に対応した生産・販売体制による作付面積の拡大を図る必要がある。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	—	1.8ha	1.9ha	2.0ha
		実績	1.7ha	1.0ha	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売目的とした栽培を奨励するため、作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田活用の直接支払交付金の交付対象者で対象作物を販売目的で栽培等をしている農業者等</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</li> <li>・同一ほ場内に対象とならない作物と混作されている場合は、当該作物作付面積を交付対象外とする。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と照合を行う。</li> <li>・営農計画書(水稻共済細目書)・現地確認により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会		整理番号	8		
使途名	団地化に対する加算 (5ha以上)					
対象作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略作物 大豆、麦</li> <li>・野菜 1 きゅうり、トマト、なす、かぼちゃ、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ、玉ねぎ、大根、人参、里芋、枝豆、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、小松菜、オクラ</li> <li>・野菜 2 九条ねぎ、えび芋、みず菜、壬生菜、万願寺とうがらし</li> <li>・その他作物 そば、小豆、ゴマ、種苗類</li> </ul> <p>※対象作物は基幹作物のみ</p>					
単 価	32,100円/10a(追加配分の配分額に応じて33,800円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	本町においては、戦略作物及び高収益作物等の作付推進労働時間の縮減を目指すため、集落単位で団地を形成し、集団的に作付けを行う団地化に取り組んでいるが、団地化の取組は一部の地域だけに止まっている。合理的・効率的な団地化による作付面積の拡大を図る必要がある。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	団地化による作付面積	目 標	—	24.8ha	25.1ha	25.4ha
		実 績	24.5ha	23.4ha	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売目的とした栽培を奨励し、かつ転作作物の集積化を進めることで合理的・効率的な営農を推進するため、作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売目的で対象作物を生産(耕作)する「農業者」、「集落営農」</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地化(連担化)計画を作成すること。</li> <li>・団地化(連担化)計画に基づき、対象作物での連担面積が5ha以上である場合、作付面積に応じて、作付けを行った農家に対して助成する。</li> <li>・戦略作物(大豆・麦)は、団地内にそれぞれの作物が単独で0.5ha以上連担していること。</li> <li>・戦略作物(大豆・麦)は、それぞれ単独で0.5ha以上の連担をしていなくても、連担面積の計算には含む。</li> <li>・対象作物のうち戦略作物・野菜・その他作物は出荷販売を行うものを対象とする。(同一団地内における複数作物の混在でも可とする)</li> </ul> </li> <li>○ 連担化の定義 <ul style="list-style-type: none"> <li>①農地が畦畔で接続しているもの</li> <li>②農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの</li> <li>③農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの</li> <li>④町農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田、助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画書(水稻共済細目書)及び団地化計画(ほ場位置図)と現地確認により確認する。</li> <li>・通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地化による作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>					
備考	○ 同一団地内における複数作物の混在については、連作障害回避等の観点から可とした。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会		整理番号	9		
使途名	団地化に対する加算 (3ha以上5ha未満)					
対象作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略作物 大豆、麦</li> <li>・野菜 1 きゅうり、トマト、なす、かぼちゃ、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ、玉ねぎ、大根、人参、里芋、枝豆、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、小松菜、オクラ</li> <li>・野菜 2 九条ねぎ、えび芋、みず菜、壬生菜、万願寺とうがらし</li> <li>・その他作物 そば、小豆、ゴマ、種苗類</li> </ul> <p>※対象作物は基幹作物のみ</p>					
単 価	21,300円/10a(追加配分の配分額に応じて22,500円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	本町においては、戦略作物及び高収益作物等の作付推進労働時間の縮減を目指すため、集落単位で団地を形成し、集団的に作付けを行う団地化に取り組んでいるが、団地化の取組は一部の地域だけに止まっている。合理的・効率的な団地化による作付面積の拡大を図る必要がある。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	団地化による作付面積	目標	—	24.8ha	25.1ha	25.4ha
		実績	24.5ha	23.4ha	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売目的とした栽培を奨励し、かつ転作作物の集積化を進めることで合理的・効率的な営農を推進するため、作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売目的で対象作物を生産(耕作)する「農業者」、「集落営農」</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地化(連担化)計画を作成すること。</li> <li>・団地化(連担化)計画に基づき、対象作物での連担面積が3ha以上5ha未満である場合、作付面積に応じて、作付けを行った農家に対して助成する。</li> <li>・戦略作物(大豆・麦)は、団地内にそれぞれの作物が単独で0.5ha以上連担していること。</li> <li>・戦略作物(大豆・麦)は、それぞれ単独で0.5ha以上の連担をしていなくても、連担面積の計算には含む。</li> <li>・対象作物のうち戦略作物・野菜・その他作物は出荷販売を行うものを対象とする。(同一団地内における複数作物の混在でも可とする)</li> </ul> </li> <li>○ 連担化の定義 <ul style="list-style-type: none"> <li>①農地が畦畔で接続しているもの</li> <li>②農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの</li> <li>③農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの</li> <li>④町農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田、助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画書(水稲共済細目書)及び団地化計画(ほ場位置図)と現地確認により確認する。</li> <li>・通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地化による作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>					
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一団地内における複数作物の混在については、連作障害回避等の観点から可とした。</li> </ul>					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。



産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会			整理番号	10
使途名	団地化に対する加算 (1ha以上3ha未満)				
対象作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略作物 大豆、麦</li> <li>・野菜 1 きゅうり、トマト、なす、かぼちゃ、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ、玉ねぎ、大根、人参、里芋、枝豆、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、小松菜、オクラ</li> <li>・野菜 2 九条ねぎ、えび芋、みず菜、壬生菜、万願寺とうがらし</li> <li>・その他作物 そば、小豆、ゴマ、種苗類</li> </ul> <p>※対象作物は基幹作物のみ</p>				
単 価	10,700円/10a(追加配分の配分額に応じて11,300円/10aを上限として単価を増額調整する。)				
課 題	本町においては、戦略作物及び高収益作物等の作付推進労働時間の縮減を目指すため、集落単位で団地を形成し、集団的に作付けを行う団地化に取り組んでいるが、団地化の取組は一部の地域だけに止まっている。合理的・効率的な団地化による作付面積の拡大を図る必要がある。				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	団地化による作付面積	目標 —	24.8ha	25.1ha	25.4ha
		実績 24.5ha	23.4ha	—	—
内 容	町が産地経営構造改革方針で推進している上記対象作物の販売目的とした栽培を奨励し、かつ転作作物の集積化を進めることで合理的・効率的な営農を推進するため、作付面積に応じて助成				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売目的で対象作物を生産(耕作)する「農業者」、「集落営農」</li> </ul> </li> <li>○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地化(連担化)計画を作成すること。</li> <li>・団地化(連担化)計画に基づき、対象作物での連担面積が1ha以上3ha未満である場合、作付面積に応じて、作付けを行った農家に対して助成する。但し、大豆が0.5ha以上連担している場合は、上記単価で助成する。</li> <li>・戦略作物(大豆・麦)は、団地内にそれぞれの作物が単独で0.5ha以上連担していること。</li> <li>・戦略作物(大豆・麦)は、それぞれ単独で0.5ha以上の連担をしていなくても、連担面積の計算には含む。</li> <li>・対象作物のうち戦略作物・野菜・その他作物は出荷販売を行うものを対象とする。(同一団地内における複数作物の混在でも可とする)</li> </ul> </li> <li>○ 連担化の定義 <ul style="list-style-type: none"> <li>①農地が畦畔で接続しているもの</li> <li>②農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの</li> <li>③農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの</li> <li>④町農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの</li> </ul> </li> </ul>				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者、対象水田、助成要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画書(水稲共済細目書)及び団地化計画(ほ場位置図)と現地確認により確認する。</li> <li>・通常の作付け・肥培管理については、現地確認等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 出荷・販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売伝票等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>				
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度12月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地化による作付面積は、取組の確認結果に基づき、交付対象面積を集計する。</li> </ul> </li> </ul>				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一団地内における複数作物の混在については、連作障害回避等の観点から可とした。</li> </ul>				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

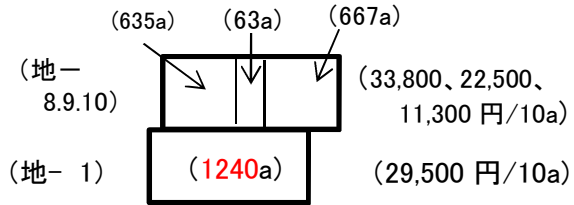
### 産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	与謝野町農業再生協議会	整理番号	11			
使途名	高収益作物等拡大加算					
対象作物	<p>野菜(次のとおり)、花き・花木(次のとおり)、小豆、種苗、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし</p> <p>・野菜 みず菜、九条ネギ、えび芋、壬生菜、万願寺とうがらし、きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ、玉ねぎ、大根、人参、里芋、枝豆、ばれいしょ、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、やまいも、小松菜、オクラ</p> <p>・花き ツノナス、キク、ケイトウ</p> <p>※対象作物は基幹作物のみ</p>					
単 価	上限20,000円/10a					
課 題	主食用米からの転換を図り、農業者の収益力向上を図る必要がある					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	高収益作物等 作付面積	目標	-	-	78.0ha	82.4ha
実績		57.7ha	69.7ha	-	-	
内 容	主食用米の作付面積が2018年度より減少し、高収益作物等の作付面積が拡大した農業者に助成。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年度と比較して、主食用米の作付面積を減少させ、かつ、高収益作物等の作付面積を拡大した販売農家</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主食用米の面積が2018年度から減少した上で、高収益作物等の作付面積が拡大すること。ただし、2018年産で高収益作物等を減少させた農業者は、2019年産で当該減少面積の1/2以上を拡大</li> </ul> </li> <li>○ 交付対象面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年度と比較して、作付拡大した高収益作物等の作付面積。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象者の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年度と比較して、主食用米の作付面積を減少させ、かつ、高収益作物等の作付面積を拡大したこと等について、営農計画書及び現地確認等により確認。</li> <li>・ 販売農家の確認については、出荷契約書、販売伝票等により確認。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件、交付対象面積の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に基づく「加工用米生産集出荷数量一覧表」、新市場開拓用米については、同要領に基づく「新規需要米生産集出荷数量一覧表」、それ以外の作物については、営農計画書及び現地確認等により2018年度と比較し、拡大した面積を確認。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の 確認方法	2020年度1月末までに営農計画書等により交付対象面積を集計					
備考						

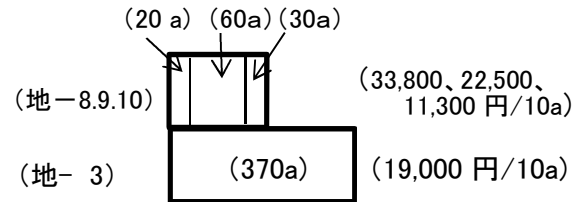
※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

# 産地交付金助成イメージ図(与謝野町農業再生協議会)

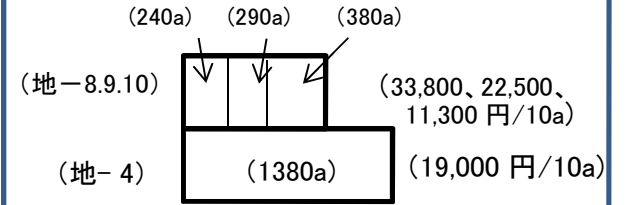
## 【大豆】



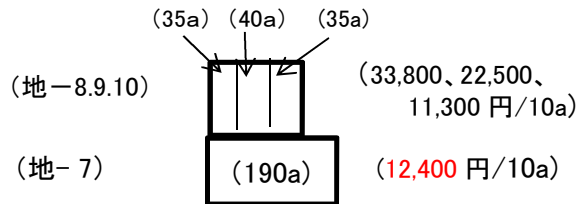
## 【みず菜・九条ネギ・えび芋・ 壬生菜・万願寺とうがらし】



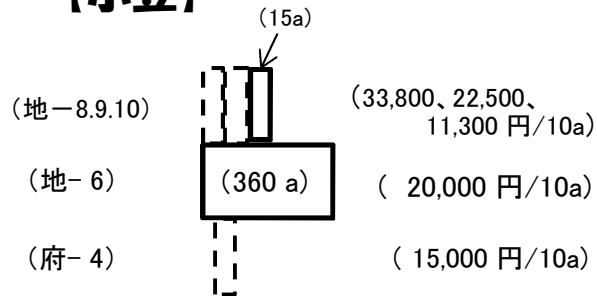
## 【野菜】



## 【その他】



## 【小豆】



(注1) 都道府県及び各地域再生協議会で該当する作物について適宜作成

(注2) 整理番号は、活用方法の明細の整理番号を記入

(注3) 単価や対象面積に応じて、積み木の大きさを変更することも可。ただし、特に面積については、大小関係が分かるように留意

(注4) 積み木になる可能性のない設定は記載不要

(注5) 府県及び地域再生協議会が作成する際の、国の統一単価部分については記載不要。

ただし、地域再生協議会が作成する際、府県統一単価との積み木がある場合にあつては、府県統一単価を含めて記載すること